

令和8年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 オーシャンシステム  
代 表 者 名 代表取締役社長 樋口 勝人  
(コード番号3096 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取締役兼執行役員管理本部長 本間 武士  
電 話 番 号 0256-33-3987 (代表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、令和8年4月14日付「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、令和8年6月26日開催予定の第48回定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 取締役会の監査・監督の機能の強化と業務執行の意思決定の迅速化により、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 (現行どおり)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 魚介類、肉、 <u>野菜</u> 等副食材料のセット販売並びに宅配 (2) 弁当、 <u>総菜</u> 等調理食品の製造販売並びに宅配	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 魚介類、肉 <u>及び野菜</u> 等副食材料のセット販売並びに宅配 (2) 弁当 <u>及び総菜</u> 等調理食品の製造販売並びに宅配

<p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>(6) 弁当業、宅配業、小売業及び飲食店業に対する<u>経営指導及び業務受託</u></p> <p>(7) ホテル、<u>旅館</u>の経営</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 自動車及び自動車部品並びに灯油、ガソリン、<u>その他石油製品</u>の販売</p> <p>(10) ~ (19) (省略)</p>	<p>(3) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) 弁当業、宅配業、小売業及び飲食店業に対する<u>経営指導並びに業務受託</u></p> <p>(7) ホテル<u>及び旅館</u>の経営</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 自動車及び自動車部品並びに灯油、ガソリン<u>及びその他石油製品</u>の販売</p> <p>(10) ~ (19) (現行どおり)</p>
<p>第3条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第3条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>[削除]</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第5条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第5条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 (現行どおり)</p>
<p>第6条~第11条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第6条~第11条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 (現行どおり)</p>
<p>第12条~第17条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第12条~第17条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 (現行どおり)</p>
<p>(員 数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条</p> <p>当社の取締役は、19名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2~3 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2~3 (現行どおり)</p>

<p>[新設]</p>	<p>4 <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(任 期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各<u>取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

第 24 条 (条文省略)	第 24 条 (現行どおり)
[新設]	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会規程) 第 25 条 (条文省略)	(取締役会規程) 第 26 条 (現行どおり)
(報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
(取締役の責任免除) 第 27 条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役及び監査役会	[削除]
<u>(員 数)</u> 第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	[削除]
<u>(選任方法)</u> 第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	[削除]
<u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第 30 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	[削除]

<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第31条</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第32条</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第34条</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第35条</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第36条</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>

<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>[新設]</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 (現行どおり)</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p>

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 36 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>[新設]</p>	<p>(附則)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 48 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

令和 8 年 6 月 26 日  
令和 8 年 6 月 26 日

以上